

神山町農業委員会

議 事 録

令和8年1月29日開催

神山町農業委員会議事録

令和8年1月29日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番	河口 正紀	2番	鳥庭 純子	3番	原田 健義
4番	森本 守	5番	岡本 悦男	6番	松原 和久
7番	相原 利章	9番	高橋 正和	10番	鍛 喜文
11番	山本 實義	12番	加藤 宏行	13番	河野 宏吉

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（5人）

阿川地区 阿部 純孝
鬼籠野地区 河野 一弥、神領地区 小川 利文
下分、左右内、上分地区 粟飯原 俊幸
下分、左右内、上分地区 竹内 利夫

・欠席農業委員は次のとおり（1人）

8番 藤森 正三

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（1人）

広野地区 佐藤 重樹

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 事務局主任 樫本 憲司

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、8番藤森委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中12名の方に出席いただいており、定数に達しておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の佐藤委員さんより欠席の連絡がありました。

なお、本日は河野町長、竹内副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いいたします。」

2. 開会宣言（午後1時53分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第1号 非農地証明願について
日程第3	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第4号 耕作放棄地に係る非農地判断について
日程第6	議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。7番相原委員さん、9番高橋委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の榎本主任を指名いたします。」

5. 議案第1号について

議長「日程第2 議案第1号 非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の朗読、説明に入る前に一点、報告がございます。今回より、個別に説明をする必要がある場合を除き、申請地に係る謄本の添付を省略しております。事務局にて謄本の内容と申請書等の記載との整合確認を実施し、説明が必要と判断した場合は、資料として添付、説明を行わせていただきます。以上でございます。

それでは、スライド3をご覧ください。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号1番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●●さんから、農地が●●●の一部となっている1筆について相談があり、非農地証明願での申請となっております。

プロジェクターをご覧ください。まず、申請地の場所についてですが、スライド4に公図、スライド5に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で、申請者の●●●●●●●●●の一部となっております。

次に現況写真をご覧ください。スライド6から順に、東側から、西側からとなっております。スライド8、9には非農地化を裏付ける資料として、平成16年5月25日に撮影された空中写真を添付しており、平成16年5月以前より●●●●●の一部として使用していることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号1番の担当委員の11番山本委員さんから現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「1月20日事務局と一緒に現地調査に行っておりました。今、プロジェクターにも映った様に、●●が止まっておったと思います。●●●も●●●●●を張られてもう復旧は不可能というようなことでございます。平成元年くらいにはこうなっておるようでございますので、しょうがないと思います。よろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第1号 受付番号1番について説明、意見をいただきました。ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第1号 非農地証明願による許可申請について受付番号1番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので、議案第1号 非農地証明願による許可申請について受付番号1番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第2号について

議長「日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「スライド10、11をご覧ください。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号1番についてご説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが譲渡人の●●●●●さんから田を1筆特定遺贈による遺贈を受ける案件でございます。特定遺贈でも遺贈を受ける者が相続人の場合、農地法の許可は不要となりますが、本件では●●●●●さんと●●●●●さんに血縁関係が無いことから、所有権移転に農地法の許可が必要となるため、第3条での申請となっております。

プロジェクターをご覧ください。スライド12には譲受人 ●●●●●さんへの遺贈を証明する資料として、遺言公正証書の写しを添付しております。赤の下線のとおり、●●●●●さんの所有する不動産全部について、●●●●●さんへ遺贈する旨の記載が確認できます。また、スライド13では、赤の下線のとおり、遺言執行者として、●●●●●さんを指定する旨の記載も確認できるため、譲渡人が●●●●●さんとなっていることに何の問題もございません。

次に、申請地の場所についてですが、スライド16に公図、スライド17に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で●●●●●の南側に位置しております。スライド18からは現況写真を添付しております。順に、現況、東側から、西側からとなっております。

次にスライド21をご覧ください。申請地の謄本を添付しております。赤枠のとおり、申請地は、●●●●●さんと●●●●●さんの共有地となっております。今回は●●●●●さんの共有持分のみの申請となっております。スライド22をご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●、●●●、●●●、●●●等の●●●●●を栽培し、●●●も新植する予定でございます。ま

ずは自家消費分として栽培し、収穫状況の様子を見て販売を検討する計画となっております。以下の項目についてはスライド23のとおりでございます。

また、スライド24には、申請地の共有所有者となる●●●●●さんから提出された耕作についての同意書を添付しており、申請地取得後の耕作には何の問題もないと考えます。

次にスライド25をご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地及び借入地はございません。

次にスライド26をご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●●、●●●などの●●●●●や●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、現在は所有しておらず、申請地取得後も、面積が小規模であることから手作業を基本とし、申請地の近くにある実家の小型農機具類を承継し、利用する予定でございます。

次にスライド27をご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は譲受人の●●●●●さんが150日、●●●の●●●●●さんが50日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われまます。次のスライド28には地域との調和要件についての記載箇所を添付しております。記載内容に特に問題はございません。

以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

スライド29には譲受人 ●●●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号1番の担当委員の10番鍛委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

鍛委員「1月16日行政書士の方と事務局の樫本さんと3人で現地確認に行きまして、場所は、神山の●●●●●の道路を越したすぐ下にあります。周りには障害になるようなものは何も無いので、問題無いと思っておりますのでよろしく願います。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号2番、3番、4番については、同一の申請人からの申請となっておりますので、審議の関係上、事務局から一括して説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号2番、3番、4番についてご説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが譲渡人の●●●●●さんから畑を3筆、●●●●●さんから畑を1筆、●●●●●さんから畑を1筆、合わせて畑5筆を購入する案件でございます。

プロジェクターをご覧ください。まず、申請地の場所についてですが、譲渡人 ●●●●●さん所有の申請地について、スライド30から●●●番、●●●番、●●●番の順に公図を、スライド33に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で譲渡人 ●●●●●さん宅の南西150m、西100m、南130m程に位置しております。スライド34からは現況写真を添付しております。順に、●●●番、●●●番を東側から、西側から、南側から、●●●番となっております。

次に、譲渡人 ●●●●●さん所有の申請地について、スライド39に公図を、スライド40に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で町水道の●●●配水池の北側に位置しております。スライド41には現況写真を添付しております。

次に、譲渡人 ●●●●●さん所有の申請地について、スライド42に公図を、スラ

イド43に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で●●●●●さん宅の南西側に位置しております。スライド44からは現況写真を添付しております。順に北側から、東側からとなっております。

次にスライド46をご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は田●●●●●㎡、畑●●●●●㎡、合計●●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●を栽培する予定でございます。以下の項目についてはスライド47のとおりでございます。

次にスライド48をご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地は田●●●●●㎡、畑●●●●●㎡、合計●●●●●㎡で、借入地はございません。

次にスライド49をご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●●、●●●、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●●●をリースで●●台、●●●●●を●●台所有しており、申請地取得後、●●●●●を●●台導入する予定でございます。

次にスライド50をご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は譲受人の●●●●●さんが100日、●●の●●●●●さんが100日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われまます。次のスライド51には地域との調和要件についての記載箇所を添付しております。記載内容に特に問題はございません。

以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

スライド52には譲受人 ●●●●●さんの住民票を添付しております。受付番号2番、3番、4番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号2番、3番、4番の担当委員の1番河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河口委員「今回の農地は、いずれも遊休地あるいは今後耕作する意思のない農地であります。譲受人は周辺の遊休地を買い入れておまして、現在、整備を進めているところでございますので、特に問題は無いと考えております。以上です。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号5番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号5番について説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんから田を1筆購入する案件でございます。

プロジェクターをご覧ください。まず、申請地の場所についてですが、スライド53に公図を、スライド54に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で●●●●●さん宅の東100m程に位置しております。スライド55からは現況写真を添付しております。順に、南側、中程、北側となっております。

次にスライド58をご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は田●●●●●㎡、畑●●●●●㎡、合計●●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●、●●●を栽培し、自家消費分を除く全量を販売する計画としております。以下の項目についてはスライド59のとおりでございます。

次にスライド60をご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地は田●●●●●㎡、畑●●●●●㎡、樹園地●●●●●㎡、合計●●●●●㎡で、借入地はございません。

次にスライド61をご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●●、●●●、●●●、●●●、●●●や●●●等を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●を各●●台所有しております。

次にスライド62をご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は、譲受人の●●の●●●●●さんが300日、●●の●●●●●さんが300日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。次のスライド63には地域との調和要件についての記載箇所を添付しております。記載内容に特に問題はございません。

以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

スライド64には譲受人 ●●●●●さんの住民票を添付しております。受付番号5番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号5番の担当委員の11番山本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「1月20日に事務局と現地を見て参りました。今、写真にもありましたが、買われる上段が●●●●●さんの土地でございます。現地は割と木が生えたりして居るんですが、抜根して果樹を植えるというようなことでございます。今、現在の耕作地も見せていただきましたが、どこも十分に管理できて綺麗にできております。そのような状態でまたしていただけるものと思っておりますので、よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号6番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号6番について説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんから畑を1筆購入する案件でございます。

プロジェクターをご覧ください。まず、申請地の場所についてですが、スライド65に公図を、スライド66に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で●●●●●から西に200m程に位置しております。スライド67からは現況写真を添付しております。順に、東側、中程、西側となっております。

次にスライド70をご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は畑●●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●を栽培し、自家消費する計画としております。以下の項目についてはスライド71のとおりでございます。

次にスライド72をご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地は樹園地●●●●●㎡で、借入地はございません。

次にスライド73をご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、梅を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●●●を●●台、●●●●●を●●台所有しております。

次にスライド74をご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は、譲受人の●●●●●さんが200日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われます。次のスライド75には地域との調和要件についての記載箇所を添付しております。記載内容に特に問題はございません。

以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

スライド76には譲受人 ●●●●●さんの住民票を添付しております。
受付番号6番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号6番の担当委員の4番森本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

森本委員「この案件について説明させていただきます。1月14日午前に購入者の●●●●●さん、事務局の榎本さんと私の3人で現地を確認してきました。場所は●●●●●、●●●●●手前から●●●●●を200m程西進したところの●●●●●に面した●●●畑です。今回購入する●●●畑ですが、管理もされておらず、もう古木が枯れたような状態です。今後、●●●●●さんは重機も搬入出来ますので、根から抜き畑を作り直し、また●●●を定植する予定とっております。隣接する●●●畑も●●●●●さんが依頼を受け、草刈り剪定等を行い、管理を任されているので、何の問題もないと思います。審議のほどよろしくお願います。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号7番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号7番について説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんから畑を3筆購入する案件でございます。

プロジェクターをご覧ください。まず、申請地の場所についてですが、スライド77に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で譲渡人の●●●●●さん宅の周辺に位置しております。次にスライド78に公図を添付しております。公図上では●●●番●●と●●●番●●が筆界不明、●●●番●●が地番の表示なしとなっておりますが、スライド79のとおり令和●●年度に地籍調査が実施されており、●●●番●●及び●●●番は畑、●●●番●●は●●●番●●へと合筆のうえ、畑として調査が行われております。スライド80に添付の地籍調査後の地籍測量図において、申請地3筆ともに場所が確認できるため筆界等について問題はないと考えます。

スライド81からは現況写真を添付しております。順に、●●●番●●を東側から、南側から、西側から、●●●番を東側から、西側から、●●●番●●を東側から、中程から、西側から、となっております。

次にスライド89をご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●、●●●、●●●、●●●を栽培し、自家消費分を除く全量を販売する計画としております。以下の項目についてはスライド90のとおりでございます。

次にスライド91をご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地及び借入地はございません。

次にスライド92をご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、

●●●、●●●、●●●、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●●●を●●台所有しており、申請地取得後は●●●●●を●●台導入する予定となっております。

次にスライド93をご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は、譲受人の●●●●●さんが180日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われます。次のスライド94には地域との調和要件についての記載箇所を添付しております。記載内容に特に問題はありません。

以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

スライド95には譲受人 ●●●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号7番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号7番の担当委員の12番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「1月21日の朝、現地を確認して参りました。面積自体が非常に狭いので、1人で管理するのも十分な面積かなと思います。ご審議のほどよろしく願います。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号8番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号8番について説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんから畑を1筆購入する案件でございます。

プロジェクターをご覧ください。まず、申請地の場所についてですが、スライド96に公図を、スライド97に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で●●●●●さん宅の東側に位置しております。

スライド98からは現況写真を添付しております。順に、東側から、西側からとなっております。

次にスライド100をご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●、●●●を栽培し、自家消費する計画としております。以下の項目についてはスライド101のとおりでございます。

次にスライド102をご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地及び借入地はございません。

次にスライド103をご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●●、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●●●を●●台所有しており、申請地取得後は●●●●●を●●台導入する予定となっております。

次にスライド104をご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は、譲受人の●●●●●さんが100日、●●●の●●●●●さんが100日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われます。次のスライド105には地域との調和要件についての記載箇所を添付しております。記載内容に特に問題はありません。

以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た

していると考えます。

スライド106には譲受人 ●●●●●さんの住民票を添付しております。
受付番号8番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号8番の担当委員の11番山本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「1月20日に調査してきました。今、映っておる住宅が●●●●●さんの家でございます。隣接する農地でございますので、管理は十分出来ると思います。平米は●●●㎡ということで●●●●程度でございますが、力を入れてされるように仰ってましたので問題は無いと思います。よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第2号 受付番号1番から8番について説明、意見をいただきました。ご質疑はございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について受付番号1番から8番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について受付番号1番から8番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第3号について

議長「日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「スライド107をご覧ください。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号1番についてご説明をいたします。

本件は、譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんの畑1筆を宅地に転用する案件でございます。

プロジェクターをご覧ください。まず、申請地の場所についてですが、スライド108に公図、スライド109に位置図を添付しております。申請地は●●●●●で、●●●●●さん宅の南側200m程に位置しております。スライド110からは現況写真を添付しております。順に、東側から、全体、西側からとなっております。

次にスライド113をご覧ください。●●●●●さんの事業計画書について、内容を説明させていただきます。

申請地を選んだ理由ですが、平坦地で日当たりも良く、実家からも近く交通の便も良いためでございます。

次にスライド114をご覧ください。転用計画の概要についてですが、1mを超える盛土等は行わず、敷地高を申請地南側に隣接する町道に合わせて造成し、平屋建ての居宅を建築し宅地として利用することとしております。また、敷地南西には第三者の土地が存在しますが、農地としての利用はなく、申請地との境界は高低差があるため、被害を与えることはありません。居宅への取水に関しては町水道を利用し、排水

は地元水路を利用することとしております。敷地内の雨水等の排水については、居宅敷地以外に舗装等を行わないため、地下浸透にて処理する計画としております。以下については記載のとおりです。

また、スライド115には地区の部落会長からの取水・排水に関する水利権者の同意書を添付しており、計画における取水・排水について何の問題もございません。

次にスライド116をご覧ください。土地利用計画図を添付しております。スライド117には敷地造成に係る横断図、スライド118には建物平面図、スライド119には建物立面図を添付しております。

スライド120には譲受人の●●●●●さんの●●●●●●●●●●の残高証明書を、スライド121には●●●●●●●●●●からの融資証明書を添付しており、申請書に記載の造成費以上の資金を確保しておりますので問題ございません。

受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号1番の担当委員の10番鍛委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

鍛委員「1月14日譲受人の●●●●●さん、事務局の樫本さん、河野委員、私と4人で現地確認に行き参りました。場所は●●●の県道沿いにあり、●●●に行くところです。●●●の東側に谷川が流れていて、そこへ排水も出来るし、問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。」

議長「ありがとうございました。ただいま受付番号1番について、説明、意見をいただきました。ご質疑はございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号1番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議ございませんので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号1番は原案のとおり承認相当とし、県知事に送付いたします。」

8. 議案第4号について

議長「日程第5 議案第4号 耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「スライド122をご覧ください。」

(議案朗読)

局長「それでは、議案第4号についてご説明をいたします。本件は、耕作放棄地に係る農地が、農地法第2条第1項に該当するか否かの判断についてでございます。

場所については、広野地区の折木、北倉目、阿川地区の川平、屋那瀬、鬼籠野地区の元山、下分地区の焼山、上分地区の府殿でございます。10月27日から29日にかけて実施をしました農地パトロールの際に状況を確認しております。

現地は、杉や檜また、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起、整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認め

られます。また、周辺は、山林が多く、非農地判断による周辺農地への被害発生のおそれはないものと思われま

す。スライド123をご覧ください。今回、非農地判断をする地区の筆数と面積を添付しております。

阿野字折木 25筆 5,678.3㎡、阿野字北倉目 7筆 4,441㎡、阿野字川平 10筆 2,594㎡、阿野字屋那瀬 14筆 2,687.3㎡、鬼籠野字元山 16筆 9,682.61㎡、下分字焼山 48筆 13,269㎡、上分字府殿 201筆 61,804.52㎡、合計 321筆 100,156.73㎡でございます。

次にスライド124をご覧ください。折木の非農地判断をする筆の大まかな位置を示した航空写真を添付しております。航空写真上の黄色の旗が記載されている筆が対象でございます。次にスライド125が北倉目、スライド126が川平、スライド127が屋那瀬、スライド128が元山、スライド129が焼山、スライド130が上分字府殿となっております。

次のスライド131からが、今回、非農地判断をする農地の一覧表でございます。お手元の議案書9ページからもスライドと同様の一覧表を添付しております。合わせてご覧ください。

スライド131に広野地区、スライド132に阿川地区、スライド133に鬼籠野地区、スライド134からスライド135に下分地区、スライド136からスライド141に上分地区を添付しております。

次に、スライド142から各地区の現況写真を添付しております。スライド142から143に折木、スライド144に北倉目、スライド145から146に川平、スライド147に屋那瀬、スライド148から149に元山、スライド150から152に焼山、スライド153から159に上分字府殿となっております。

議案第4号についての説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、広野地区担当委員の3番原田委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

原田委員「説明をさせていただきます。10月29日に滝上局長、並びに事務局の樫本さん、そして鳥庭委員の4名で現地の方をパトロールしてきました。写真でご覧のとおり畑とか田に復旧する気配も全く無く、周りも山林化しており復旧は不可能というようなところですよ。よろしく申し上げます。」

議長「続きまして、阿川地区担当委員の4番森本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

森本委員「この案件について説明させていただきます。昨年10月29日午後からの農地パトロールにて、滝上局長さん、事務局樫本さん、推進委員の阿部さんと私の4人で現地を確認してきました。皆さん今見ていただいたように川平につきましてはもう全くの山林状態で、また、屋那瀬については一部石垣が確認でき、農地であった痕跡はありましたが、もう現在山林となっており、両案件につきましては非農地にすることに何の問題もないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。」

議長「続きまして、鬼籠野地区担当委員の9番高橋委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

高橋委員「10月28日に事務局の滝上さん、樫本さんと私と藤森委員と河野委員の5名で見してきました。現場はスライドのとおり、大きな木が乱立している状態で、とても農地に復旧は難しいと思いますので、よろしく申し上げます。」

議長「続きまして、下分地区担当委員の11番山本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「委員さんと見て参りました。写真のように、雑木、また植林した杉、梅がまだ少し残っておるんですが、鹿にもやられ苔が生えているような状態で、住宅が3軒くらいあったんですが、皆出てしまって放任状態になっております。もう復元は不可能と思われまますので、よろしく願います。」

議長「続きまして、上分地区担当委員の竹内農地利用最適化推進委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹内農地利用最適化推進委員「私と事務局の榎本さんと滝上局長の3人で、私は30年振りに府殿へ入っていったんですが、畑だったところも覚えておりますが、どこを見ても山ばかりで、農地に復旧することは無いと思いますので、審議のほどよろしく願います。」

議長「ただいま議案第4号について各地区の担当委員より説明をいただきました。ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第4号 耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので議案第4号 耕作放棄地に係る非農地判断については原案どおり決定いたします。」

9. 議案第5号について

議長「日程第6 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「スライド160をお願いします。」

(議案朗読)

議長「議案第5号について、ご意見ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「意見がございませんので、議案第5号について原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第

19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取については原案どおり決定し、町長に回答することに決しました。」

会長 「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時54分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

7 番委員

9 番委員